

ご結婚された方へ

この度はご結婚おめでとうございます。役場内で想定される手続きをご案内します。ご不明な点は、タイトル横の担当グループまでお問い合わせください。

☆ 住所変更 や 世帯合併（町民生活グループ）

婚姻届を出しただけでは、住所や世帯は自動的に変更されません。同居し始めた時は住所変更の手続きや、世帯を元々分けていた方は世帯合併の手続きをお願いいたします。（すでに世帯合併している場合の続柄は自動で変更されます。）例：世帯主と同居人だった世帯⇒世帯主と妻 等

☆ マイナンバーカードの氏名変更 や 署名用電子証明書の発行（町民生活グループ）

氏名に変更のある方は氏名変更と、署名用電子証明書の発行の手続きをお願いします。その際、「4桁の数字」の暗証番号（住民基本台帳用）と「6～16桁の英数字」の暗証番号（署名用電子証明書用）を使用します。

☆ ご結婚に伴い、お引越しをされた方（子育て支援グループ）

婚姻届を提出したときに、ご夫婦の年齢がともに39歳以下であることや、ご夫婦の合計所得金額によって、結婚新生活支援事業の対象となる場合があります。（引越費用や新居の購入・リフォーム費用などの一部給付）

☆ 国民健康保険証をお持ちの方（町民生活グループ）

氏名変更や住所変更によって届出が必要になり、保険証の差し替えがあります。

☆ ひとり親家庭でなくなった方（①：子育て支援グループ、②：町民生活グループ）

- ①児童扶養手当を受給されていた方は、喪失の手続きが必要となります。
- ②ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証をお持ちだった方は、その資格喪失が必要となります。また、お子さんが小学生以下の場合は、お子さんのみが乳幼児等医療費助成制度の対象となります。（中学生以上のお子さんや、親は対象外となります。）

☆ 連れ子のいる方（町民生活グループ）

戸籍上、婚姻届を提出しただけでは、原則お子さんの戸籍に変動はありません。妻（夫）の連れ子で新しい夫（妻）と同じ名字にしたい場合、大きく分けて2つの方法があります。

①新しい夫（妻）と法律上の親子関係を作り、名字も同じにする（養子縁組届）

②新しい夫（妻）と法律上の親子関係は作らず、名字を同じにする（入籍届）

これらをしない場合は、元の戸籍に残ったまま且つ新しい夫（妻）と法律上の親子関係は作られませんが、お子さんの（が）名字の変更を希望していない場合、そのままでも問題はありません。

～ お問い合わせ先 ～

厚真町役場住民課

町民生活グループ ☎ 0145-26-7871

子育て支援グループ ☎ 0145-26-7872